

令和8年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務実施要領

1 委託する業務の内容

令和8年度「差別をなくする県民のつどい」開催要綱に基づき、次の事項を業務委託して実施する。

- (1) 運営に関する基本的事項
- (2) 広報宣伝（「差別をなくする強調月間」メインデザイン作成を含む。）
- (3) 会場（音響、照明、舞台装置含む。）借上げ設営・撤去
- (4) 会場受付（啓発資材配布含む。）
- (5) 会場及び駐車場整理
- (6) 報告書の作成及びアンケートの実施
- (7) 上記(1)～(6)の事項に要する経費の支払い
- (8) その他つどいを円滑、安全かつ効果的に実施するうえで必要な業務

2 留意事項

事業の実施に当たっては、愛媛県県民環境部県民生活局人権対策課と緊密に連携し、迅速かつ効率的に遂行するよう努めるものとする。

3 その他

その他委託業務に必要な事項は別に定める。